

令和2年度第2回 使用料等審議会

令和2年10月16日

東村山市経営政策部企画政策課

本日の審議内容

1 審議 基本方針見直し

- (0) 基本方針における見直し項目
- (1) 現行の改定基準の再評価
- (2) 算定結果以外の状況も加味すること
の明文化
- (3) 激変緩和措置の検討

1 審議 基本方針見直し

(0) 基本方針における見直し項目

1 基本方針見直し (0) 基本方針における見直し項目

見直し項目スケジュール上の現在地点

		R 2.7	8	9	10	11	12	R 3.1	2	3	4	5	6	7~
使用料等 審議会	・原価に含める対象経費	← (令和2年度第1回)												
	・現行の改定基準の再評価 ・算定結果以外の状況も加味することの明文化 ・激変緩和措置の検討				← (令和2年度第2回)									
	・耐用年数到来後の減価償却費の取扱い ・新設項目の検討							← (令和2年度第3回)						
	・改定基本方針素案の策定 ・答申 (※後日の場合有)								← (令和2年度第4回)					
パブリックコメントの実施										←				
改定基本方針の策定												←		
改定基本方針に基づく全体見直し													←	
統一的な基準による財務書類の作成					← (平成30年度分)				← (令和元年度分)					

見直し項目の審議目的

令和2年度 見直し項目			目的
使用料等審議会	第1回	・ 原価に含める対象経費	新地方公会計制度への対応 (諮問理由①)
	第2回	・ 現行の改定基準の再評価 ・ 算定結果以外の状況も加味することの明文化 ・ 激変緩和措置の検討	新地方公会計制度への対応に伴う、市民への影響および所管課の事務負担の考慮 (諮問理由①')
	第3回	・ 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い ・ 新設項目の検討	公共施設を取り巻く状況の変化への対応 (諮問理由②)
	第4回	・ 改定基本方針素案の策定 ・ 答申 (※後日の場合有)	第1回～第3回の審議内容の反映

1 審議 基本方針見直し

(1) 現行の改定基準の再評価

改定基準の現状と課題

現状

- ・ 料金改定の基準 → **明文化なし**
- ・ 「料金改定にあたっては、**算定額と現行料金との差額を基準に100円未満、100円以上によって100円単位による改定額とする**考え方」に整理して運用
(平成20年度使用料等審議会)

課題

- ・ 料金が高いものほど、料金改定の対象となりやすい
 - ・ わずかな乖離による頻繁な料金改定
 - 利用者にとっての**わかりにくさ**
 - 料金改定に伴う**業務量が膨大**
- 結果として
据え置き

新たな改定基準

解決策

- ・ 料金改定の基準の見直し

±100円以上の乖離 (増減額)



±10%以上の乖離 (増減率)

改定基準を増減率とする理由

- ・ 料金改定の対象のなりやすさが、もとの料金の大小に影響されないため
- ・ ±10%であれば、100円単位となる料金改定額をきちんと反映できるため

新たな改定基準の事務局案

事務局案

- ・基本方針に**明文化**

「料金改定にあたっては、算定した額と現行料金との差額金額を基準に、**概ね10%以上の乖離が生じているか**を一つの目安とし、改定額は100円単位とします。」

1 審議 基本方針見直し

(2) 算定結果以外の状況も加味することの明文化

適正価格決定の現状と課題

現状

- ・ 手数料 → 「他市との均衡の考慮」 明文化あり
- ・ 使用料 → **明文化なし**
各施設の事情によって、改定すべきかどうか決めてきた

課題

- ・ 基本方針に明文化されていないため、所管課が使用料の**適正価格を決定する上での考え方が統一されにくい**

適正価格決定の考え方

解決策

- ・ 使用料についても **算定結果以外の状況を加味**
➡ 基本方針に明文化

他市との均衡、民間の類似サービスとの
料金比較、各施設の設置目的・立地条件
・ 規模・老朽度合 など

理由

- ・ 減額改正が **民業圧迫とならないよう配慮**
- ・ **利用者の理解を得やすい料金改定**
- ・ 庁内における **適正価格決定の考え方の共通理解**

適正価格決定の考え方の事務局案

事務局案

- ・ 使用料についても、基本方針に**明文化**

「最終的に近隣自治体との料金比較や民間の類似サービスの料金等、諸々の条件を考慮して額を決定します。」

1 審議 基本方針見直し

(3) 激変緩和措置の検討

激変緩和措置の現状と課題

現状

- ・ 算定額の概ね**1.5倍までを上限額**とする

課題

- ・ **200円未満の料金**は、1.5倍では**100円以上の差額**とならない
 - ➡ どんなに大きな乖離があっても**料金据え置き**
- ・ 倍率が一律だと、**料金**が大きいものほど増額も大きい
 - ➡ **市民への影響も大きい** **影響の要確認**
※激変緩和措置パターン別
改定額比較表

改定額算出の手順

手順 1	統一的な基準による財務書類情報をもとに算定
手順 2	現行料金と算定額の乖離が改定対象かどうか
手順 3	差額の上限は激変緩和措置に定めた額以内か
手順 4	100円単位による改定となるよう端数処理



改定額 (案) の決定

激変緩和措置のパターン別影響確認

【事務局案 1】

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上	現行料金の1.5倍

【事務局案 2】

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上1,000円未満	現行料金の1.5倍
1,000円以上10,000円未満	現行料金の1.3倍
10,000円以上	現行料金の1.1倍

激変緩和措置の見直し

解決策

【事務局案 1】

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上	現行料金の1.5倍

- ・ 少額区分の新設
- ・ 現行どおり1.5倍を上限

事務局案 1 とする理由

理由

- ・ 少額区分の新設
➡ 据え置き課題への対応
- ・ 現行どおり上限1.5倍
➡ 区分を細かく区切ることによる効果が少ない
➡ 改定額算出の煩雑さを回避